

収支計画について

1. 権利義務の承継

積算方法

(参考)

ア 資産の部（権利）

土地・建物 不動産鑑定士による時価評価

医療機器 21年度末残存価額

その他の固定資産 21年度末残額

イ 負債の部（義務）

企業債 21年度末未償還残高

流動負債 21年度末残額

退職給付引当金 承継職員分の引当金（独法で新たに計上）

ウ 資本金（出資金）

資産の部 － 負債の部

開始貸借対照表

資産	負債
	資本金

2. 収支計画

積算方法（20年度決算をベースに、改革プランに掲げている改善施策を加算）

【主な改善施策】

ア 収入の部

こども病院 小児入院医療管理料1の取得による増収

薬剤管理指導の徹底による増収

市民病院 充実した看護の提供として7対1看護基準取得による増収

医師の増員による患者数増加に伴う増収

薬剤管理指導の徹底による増収

イ 支出の部

こども病院 小児入院医療管理料1の取得のための看護師増員

薬剤管理指導の徹底のための薬剤師増員

価格交渉の徹底等による薬品費及び診療材料費の削減

市民病院 7対1看護基準取得のための看護師増員

質の高い医療の提供のための医師増員

薬剤管理指導の徹底のための薬剤師増員

価格交渉の徹底等による薬品費及び診療材料費の削減

【その他】

独法移行後に、新たに発生する退職給付費用、本部経費を追加

【運営費負担金】

上記で積算された収入及び支出について、不採算医療に係る収支不足額を算定し負担金収入とする

3. 検討事項

独法移行後においても、安定的な医療の提供が行える財務体質の構築

- ・独法移行時の開始貸借対照表のバランス
- ・中期目標期間における、さらなる収益向上及び経費抑制による収支改善施策
- ・運営費負担金の平準化